

税務関係団体と力を合わせて!!

荏原税務署 高松謙悟署長に聞く



<プロフィール>

高松 謙悟 (たかまつ けんご)

愛媛県出身。預金保険機構特別業務部上席調査役、雪谷税務署副署長、東京国税局査察部特別国税査察官、大阪国税局査察部統括国税査察官、東京国税局査察部統括国税査察官、高松国税局観音寺税務署長を経て現職に就任。趣味は歴史研究など。

明るく風通しの良い税務署

品川区の南西部を管轄地域としている荏原税務署。都営地下鉄や私鉄など4路線が乗り入れる住宅密集地域であり、管轄地域の人口密度は日本全国524ある税務署の中でナンバワンを誇る。そんな荏原地域を「子どもに優しく人情味溢れる街」と表現する高松謙悟荏原税務署長は、「国税査察官」いわゆる「マルサ」として長いキャリアを持つベテラン税務職員。そんな高松署長に、荏原税務署の現状や税務行政のあり方を伺った。(敬称略)

Q. 荏原税務署に署長として赴任され、1年近くが経過しますが、この地域にどのような印象を持たれていますか?

高松 「荏原」は私鉄駅を中心とした地域生活に密着した商店街を多数持った非常に人情味溢れる街という印象を持っています。

荏原税務署の管轄区域について説明させてもらいますと、まず地理的な管轄区域は品川区の南西部にあたります。明治時代に東京の中心部には15の区が置かれ、周辺部に

6の郡が設置されていたが、現在の品川区は荏原郡に含まれていました。昭和7年には単独で区になっていましたが、その「荏原区」が現在の管轄区域ということになります。管内面積は5.7平方キロメートルですが、関東大震災を機に人口が急速に増加し、全国の税務署で第1位の人口密度の高さを誇っています。荏原署も住宅街の真ん中にあり、納税者の方の割合でいうと個人の納税者が多数を占めているのが特徴です。

Q. 荏原署では現在、どのような活動に力を入れていますか?

高松 税務署は、基本的に国税の適正かつ公平な賦課および徴収を実現するため、納税環境の整備、円滑な税務行政の推進などに取り組んでいます。荏原税務署独自の取組としては、「明るく風通しの良い職場」「信頼される税務行政」「心身の健康」の3つを基本方針にしています。

税務職員の仕事は、税務調査のために会社などに臨場する場合も、税務

署の窓口で納税者の方と接する場合も、想像以上にプレッシャーがかかるもので、消耗も激しいものです。

したがって、職員が精神的な安定を得て、職務に専念できるように、職員同士が無用な気遣いをしなくて済む雰囲気作りを心がけています。

とくに、若手職員については、精神的安定が保たれているかどうか、その日の「表情」などもよく見て声をかけるようにしています。

Q. 高松署長はいわゆる「マルサ」の経験が長いとお聞きしていますが、税務人生の中で印象的な出来事がありますか?

高松 バブル期の話ですが、わたしが担当した事

血の通った 税務行政を目指す

Q. 本日にドラマみたいですね。

高松 査察の仕事ではありませんが、バブルの遺産である不良債権処理の一端を担うために、3年間「預金保険機構特別業務部」に出向し、今でもテレビでご活躍中の住田裕子弁護士と仕事をする機会もありました。

国税の徴収部・査察部からの出向者、裁判官、検察官、警察官、労働省、社会保険庁、各銀行からの出向者の混成部隊で、

件の「嫌疑者」(脱税の疑いのある人) Aは、非常に頭が良くその世界では人望の厚い人でした。大変難しい事件だったもののなんとか検察庁に告発し、わたしが兄貴のよ

法人会

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。
あなたも仲間になりませんか!

財団法人 全国法人会総連合

うに慕っていた検事さんが担当することになりました。その検事さんが「高松。被疑者を逮捕するぞ」と言いましたので、思わず「在宅のままで何とかならないでしょうか?」と言ってしまいました。わたしはAに人間として

は惚れていたんですね。結果的にAは逮捕され、追加の調べのためにわたしはAが勾留されている場所に通いました。検察庁の廊下で、手錠を掛けられていたAに後ろから「高松さん!」と声を掛けられたときは、思わず深々と頭を下げていました。

取調べの部屋で2人きりのとき、Aは腹巻の中から年を取ってから授かったという女の赤ちゃんの写真を取り出し、見せてくれました。わたしが「そっくりですね!」と言うととても喜んでくれました。

写真を隠し持つのは違反かどうか知れませんが、わたしは看守にこのことを言いませんでした。ドラマのように、2人で向かい合って座っていましたがお互いに涙を流すこともありました。

いきました。ところが、半年もすると国税からの出向者と見分けがつかなくなりしました。このまま国税に引張って帰りたい銀行員がたくさんいました。

銀行員はとても優秀でしたし、公務員も優秀でした。預金保険機構3年間の勤務で、国税以外の友人がたくさんできました。10年経った今でも、お互いに連絡を取り合っています。わたしの貴重な財産となっています。

Q. 忙しいお仕事の中で、息抜きとしてはどのようなことをされていますか?

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

社団法人 荏原法人会

〒142-0054 東京都品川区西中延 1-4-15-102

TEL: 03-3783-9900 FAX: 03-3788-6800

URL: http://www.ebara.or.jp

E-mail: hojinkai@ebara.or.jp



ご宴会 サマープラン

期間: 2010年7月1日(木)~8月31日(火)

1名様 5,000円 (立食料理+飲み放題)

※飲み放題(瓶ビール、ウィスキー、焼酎、オレンジジュース、ウーロン茶)

※ご利用は、15名様より承ります。

※ご利用時間は2時間とさせていただきます。

※営業時間は、9:00~21:00までとなります。

※プラン料金は、料理・飲み放題・会場使用料・消費税・サービス料込みのお1人様料金です。

※写真はイメージです。

※仕入れ等の都合により料理内容及び器が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

暑気払いや親しい方々のお集まりに、夏だけのお得なプランを個室にて用意いたしました。

<ご予約・お問い合わせ>

宴会承りコーナー

TEL.03-3494-6339(直通)

FAX.03-3490-5793

ゆうぼうと

検索

〒141-0031

東京都品川区西五反田 8-4-13

ゆうぼうと



▲税務6団体寄贈のモニュメント

「一面のつづき」
高松 わたしは日本の古代史が大変好きです。たとえば、「古事記」によれば第19代允恭(いんぎょう)天皇の第1皇子の美男子「木梨輕皇子(きなしのかるのみこ)」が、妹で絶世の美女「輕大娘皇女(かるのおおいらつめ)」と情を通じたとして、わたしの故郷である伊予の国(愛媛県)に流されました。そしてその後を追ってきた妹と自害したとされています。「日本書記」によれば妹だけが、伊予の国に流されたとなっています。

高松 また、鎌倉時代に鴨長明が著した「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」で始まる「方丈記」は、世の無常を書いています。長明は神職の家柄に生まれるも、途中で出世の道を絶たれたため出家しました。そして一丈四方の狭い庵にこもっていじけながら方丈記を書いたらしいのです。

松山中学(現松山東高校)の先輩には、正岡子規、秋山好古・真之兄弟、大江健三郎などがいます。わたしは未完成ではありますが、童話も書いています。退職後に異色の作家・元マルサの男のデビューがあるかも? 職場の人には今ならサイン無料だと言っています(笑)。

Q. デビューを楽しみにしています。最後に、これからどのような税務署を目指しているかと考えていますか?
高松 もともと荏原地区は地域のまとまりがよく、子どもに優しい、大変人情味溢れる街で、地元の税務関係6団体からもあらゆる面において協力を受けています。昨年2月には「電子申告と電子納税の普及活動」の推進運動のシンボルとして「電子申告・納税推進の街」宣言塔を建設していただきました(写真)。

これから税務関係6団体との信頼関係を大切にしていきたいと考えています。

▶申請の際には書類の不備に要注意



「住宅版エコポイント」制度の申請受け付けが始まった。これはエコ住宅を新築またはエコリフォームした際にポイントが付与され、そのポイント数に応じて商品やサービスなどが受けられるという仕組み。また、ポイントは即時償却も可能だ。住宅を新築・リフォームしたときには、税制上でも各種優遇措置が設けられており、併用した場合にはかなりの効果が期待できる。

エコポイント&住宅減税 ダブルでこんなにオトク

家電製品に引き続き住宅にもエコポイント制度が導入された。付与されるポイント数は、新築の場合は省エネ基準をクリアしていれば一律30万ポイントだが、リフォームの場合は①窓の断熱改修は1カ所当たり2千〜1万8千ポイント②外壁、屋根・天井または床の断熱改修はそれぞれ3万〜10万ポ

イント③バリアフリー改修は1カ所当たり5千〜2万5千ポイント(累計5万ポイントまで)と工事の内容ごとに決まっております。1戸当たり30万ポイントが上限だ。

「これを機会に」と考えるならば、エコポイント制度だけではなくぜひとも各種減税制度の存在も考慮に入れたところ。特にリフォームをした際に受けられる減税制度は、エコポイント制度と多くの部分で要件が合致している。

まず、住宅の建築や増改築などの資金を銀行などから借り入れた場合には、年末ローン残高の1%を10年間税額控除できる「住宅ローン減税」が適用される。平成22年中なら年末ローン残高限度額は5千万円なので、最大で累計500万円まで控除可能だ。

さらに注目なのが自宅をリフォームした際に利用できる、「リフォーム減税」だ。リフォーム減税には、住宅ローンを借った場合の「ローン型減税」と自己資金でリフォームを行った場合の「投資型減税」が用意されている。「ローン型減税」は、年末ローン残高の2%(1%)を税額控除できるというもの。控除限度額は200万円(1千万円)で、対象となる借入金は償還期間5年以上の

住宅ローンだ。一方「投資型減税」とは、工事費用の10%(最大30万円)が税額控除できるといふもの。こちらは1年限りだ。これらの減税制度は、対象となる工事が「省エネ」「バリアフリー」「耐震」と限定されているが「ローン型減税」は省エネとバリアフリーのみ、要件の一部が住宅エコポイント制度と重複。エコポイント制度と減税制度は併用が可能なので、場合によってはかなりオトクとなる可能性がある。

たとえば、自費で200万円をかけて居室の窓全部の断熱工事を行った場合、まず200万円の10%で20万円が税額控除される。さらに窓の改修が大1カ所、中6カ所、小10カ所プラス床の改修工事なら、エコポイントが合計して21万ポイント付与。実質的に41万円の値引きとなるのだ。

住宅版エコポイント制度の適用対象期間は、新築は同21年12月8日から同22年12月31日、リフォームは同22年1月1日から同22年12月31日に建築・工事着手したもの。また省エネとバリアフリーリフォームの投資型減税も、同22年12月31日で終了する。リフォームを考えているのなら、いまが絶好の機会であることは間違いない。

東急池上線「千鳥町駅」東急多摩川線「下丸子駅」から徒歩約3分
会場
NTT ルーバー
大田区民プラザ
東急多摩川線
下丸子駅
三井住友BK
多摩堤通り
西友
環八通り沿い、区民プラザ入口交差点

新築◆リフォーム◆建て替え◆住み替え◆賃貸併用住宅◆二世帯住宅◆店舗併用住宅◆アパート経営…
どんな目的・用途の
住まいづくりにもお応えします。
大田区「環八沿い」ふたつの住宅展示場におまかせください!
住宅展示場、モデルハウスの情報サイト「ハウジングメッセ」へ今すぐアクセス!
ハウジングメッセ
検索
環八蒲田住宅公園 または 環八千鳥住宅公園でもアクセスできます。

JR「蒲田駅」から徒歩約8分
会場
環八通り
蒲田陸橋
環八通り沿い、蒲田陸橋そば

旭化成ヘーベルハウス/住友林業(外断熱ソーバウォー住宅)/ダイワハウス/パナホーム/ミサワホーム/三井ホーム

旭化成ヘーベルハウス/住友林業/積水ハウス/パナホーム/ミサワホーム

●会場/大田区千鳥3-12-1 ●営業時間/午前10時〜午後8時
●年中無休(定休日のあるモデルハウスもあります。ご確認のうえ、ご来場ください。)
●駐車場完備 ●企画・運営/(株)サンファ企画
◆お問い合わせは インフォメーションハウス TEL.03-3758-4988

環八千鳥住宅公園

●会場/大田区新蒲田1-12 ●営業時間/午前10時〜午後8時
●年中無休(定休日のあるモデルハウスもあります。ご確認のうえ、ご来場ください。)
●駐車場完備 ●企画・運営/(株)サンファ企画
◆お問い合わせは インフォメーションハウス TEL.03-3733-3304

環八蒲田住宅公園

TAX・経営プチ解説

ジム付きマンション

消費税の課税は？

本格的な器具を用いてダイエットや体力強化に取り組めるのがトレーニングジム。天候に左右されないだけでなく、トレーナーが各個人に合わせたアドバイスをしてくれるため、効率的な運動をすることが可能だ。

近年、こうしたトレーニングジムを備えた賃貸マンションが増えている。その利用料は賃料に含まれていることが多いが、この場合の消費税の課税関係はどうなっているのだろうか。

居住用マンションの家賃は原則として非課税扱い。しかし、トレーニングジムを備えたマンションの場合、そのジムをマンション住人以外の人が利用可能かどうかによって取り扱いが変わってく

▶賃貸マンションにも付加価値が求められる



る。利用可能であれば、賃料のうちジムの利用料に当たる部分のみが消費税の課税対象になるが、そうでなければ非課税となる。

トレーニングジムの使用料に限らず、賃料にさまざまな施設の利用料が含まれるケースは少なくない。

たとえば駐車場の使用料が賃料に含まれる場合、住人が自動車を所有しているかどうかにかかわらず、全室に1台以上の駐車場が付属する場合は非課税だが、それ以外の場合は駐車場料金を合理的に区分した金額が課税対象となる。

マンションに付属する施設・設備の使用料は、①全住宅にその施設・設備が付属している②住人のみの利用が前提となっている——など、住宅に対する従属性がより強固な場合にのみ非課税となるわけだ。

一方、マンションの経営者が賃料とは別に徴収する金銭については、基本的には消費税の課税対象と考えていい。ただし、住民が均一に負担する性質のものである「共益費」は、その名目にかかわらず非課税となる。

親の借地に子が家

贈与税かからない？

ちまたではある首相やある幹事長のカネ問題がいまだに沈静しきっていない。どちらも身近な間柄での贈与が絡む話であることに共通点がある。贈与税がクローズアップされ、世間の親子間贈与に対する目も厳しくなったように思われる。しかし、どんな場合でも親子間の財産のやりとりすべてがしゃくし定規に課税されるというものではない。

たとえば、親が借地権所有者というケース。通常、土地を借りていると、権利金が慣習となっている地域では、借地人から土地を又借りして家を建てる場合、又借りした人は本来の借地人に権利

住宅資金を借り換え

ローン控除OK

住宅を新築・購入する際に多くの人が利用する住宅ローン。固定金利や変動金利、一定期間は固定金利で後に変動金利に移行するものなどもあり、その商品展開は実に多彩だ。

住宅ローンの金利は常に変動しているので、すでに利用している住宅ローンより金利の低い商品が、後になって登場するケースは少なくない。このような場合に活用されるのが、住宅ローンの「借り換え」だ。家計の状況に合わせて「当面の返済額を低く抑えたい」場合や、変動金利のローンを利用している人が「将来の金利変動リスクを回避したい」といった場合にも、住宅ローンの借り換えが行われる。

金や地代を払うのが普通だ。

しかし、親の借地に子どもが家を建てたとき、権利金や地代を支払うこともまた普通はない。

親の借地権を子どもが権利金や地代なしに無償で使用した場合には、借地権の使用貸借となり、借地権の使用貸借による借地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われている。おかげで、子どもに贈与税が課税される心配はないわけだ。

ただ、そのためには、借地権を使用する子ども・借地人の親・地主の3人が、その借地権を使用貸借で又借りしていることを連名で確認する「借地権の使用貸借に関する確認書」を、使用貸借で借り受けている子どもの住所地の所轄税務署長に提出する必要がある。

なお、借地権の貸借が使用貸借に当たらない場合には、実態に応じ借地権または転借権の贈与として贈与税が課税されることもある。また、使用貸借されている借地権は、将来親から相続するときに相続税の対象となる。相続税計算におけるこの借地権の価額は、他人に賃貸している借地権の評価額ではなく、自分で使っている借地権の評価額となる。

ここで気になるのが、住宅ローンを借り換えた際に、すでに適用を受けている住宅ローン控除を継続して適用できるのかということ。

これについては、国税庁がすでに取り扱いを明確にしている。

それによると、住宅ローンを借り換えた場合にも、同制度を継続して適用することが可能だ。ただし、新たに借り入れた住宅ローンが以前の住宅ローンを消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、その借入金を住宅の新築や購入、増改築のための資金に充てる場合に限られる。もちろん、同時に、「10年以上の割賦償還の方法で返済する」など、同制度の適用要件を満たしている必要がある。

さらに国税庁は、この取り扱いについて「一度目の借り換えのみに限るべきものではない」としている。つまり、一度借り換えた住宅ローンを再度借り換えた場合も、同制度を継続して適用することが可能というわけだ。

白岩税務会計事務所

税理士 白岩 大作

〒142-0043 東京都品川区二葉4-17-5

TEL：03-3786-2572 FAX：03-3786-2670

あなたの身近なパートナー

■融資に関するご相談

■事業承継のご相談

■相続に関するご相談

■一般税務対策など

税理士法人 あい&ゆう税務会計事務所

お問い合わせ先 03-3783-1171

【代表税理士】石橋 良一

〒142-0043

【税理士】上田 知宏

東京都品川区二葉2丁目24番9号

どんな事でもお気軽にお問い合わせください

FAX：03-3783-1175

E-mail：fureaiki@nifty.com

会計、相続、事業承継、お気軽にご相談ください

税理士法人 豊 会計事務所

税理士 豊 正行

〒142-0064 東京都品川区旗の台1-6-18

TEL. 03-3785-1781 FAX. 03-3785-1740

税務・会計・相続・その他お気軽にご相談ください

税理士法人 原・久川会計事務所

税理士 原 澄雄

〒142-0054 東京都品川区西中延2-15-2

TEL：03-3785-6541 FAX：03-3787-0660

納税通信

東京国税局管内 特別号外
品川区エリア版 荏原税務署編
平成22年5月31日発行
©エヌビー通信社

『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 品川区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、品川区全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては荏原税務署に取材面でご協力いただきました。また、荏原法人会をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

<お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共)36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

驚くべき情報収集力

机上調査とは、実地調査に先立って行われるもので、限られた人員で効率的な実地調査を行うための情報収集と云ったところだ。机上調査では、入念な「机上調査」の存在がある。



▲申告書のウソも税務署はお見通し

法人税調査と異なり、相続税調査はそれほど多く実施されているわけではない。そのため、納税者にとってみれば、相続税調査は、謎のベールに包まれた存在だ。それにも増して近年、厳しさを増しているとの指摘もあり、調査手法や段取り、調査先の選定方法などにはやはり気になるところだ。最近の相続税調査の現場に迫った。

厳しさを増す相続税調査

実地調査が始まると、預金通帳や株券、印鑑などの保管場所を尋ね、現物を確認する。また、タンスや金庫、机の引き出しなどはその場で開けてもらい、中にあるものをすべて確認。それこそ、メモ帳のたぐいまで残らず確認する。というのも、被相続人が財産に関する自筆のメモ書きを残しているケースが意外に多い

は、被相続人や相続人の所得税の確定申告書、会社経営者なら法人税の確定申告書、財産債務明細書、各種法定調書、金融機関に照会した取引記録などといった資料が入念に検討され、実地調査に入る必要性を厳しくチェックすると同時に、実地調査での確認事項を整理する。元調査官によると、「相続税調査では、机上調査に最も時間をかける」のだという。つまり、実地調査が行われた段階で「すでに裏は取れている」とみていい。遺族が

実地調査の段階でなおも事実を隠そうものなら、さらに執拗な追及を受けることになる。机上調査が終わると、次はいよいよ実地調査。実地調査が行われる場合、基本的には事前に電話連絡が入る。また、調査されるのは、ほとんどの場合が、被相続人の自宅である。

調査官は、自宅内のあらゆる情報から、申告漏れ財産の現物把握に結びつくものはないか、常に目を光らせている。香典帳や芳名帳、年賀状、アドレス帳、日記帳などともちろんのこと、トイレを借りる際に室内や廊下をさりげなく確認し、金融機関名の入ったカレンダーなどがなくないかといったところまでチェックする。こうしたものから、申告書に記載のない銀行や証券会

というのだ。実際、同20事務年度の実地調査でも、被相続人の自宅の金庫から、財産管理メモが見つかった。

相続人A氏は、被相続人の生前の収入や資産状況から、相続税の申告が必要と想定されたにもかかわらず無申告だったことから、被相続人の自宅を実地調査したところ、自宅の金庫から被相続人自筆の財産管理用と思われるメモが発見された。調査官は、このメモの内容と、A氏が提出した申告書の内容に非違があったため追及したところ、被相続人が経営していた店舗の倉庫に、数億円の現金の入ったダンボールが保管されていることを把握。さらに、複数の金融機関に多額の

預貯金、有価証券の預け入れがあったことも分かり、最終的に7億3500万円の申告漏れ財産が把握された。その結果、重加算税3100万円を含む2億7200万円の追徴課税となった。

調査官は、自宅内のあらゆる情報から、申告漏れ財産の現物把握に結びつくものはないか、常に目を光らせている。香典帳や芳名帳、年賀状、アドレス帳、日記帳などともちろんのこと、トイレを借りる際に室内や廊下をさりげなく確認し、金融機関名の入ったカレンダーなどがなくないかといったところまでチェックする。こうしたものから、申告書に記載のない銀行や証券会

被相続人のメモから数億円を発見も

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

2010年5月28日
新創刊!!

昇社長のミカタ
中小企業オーナーのための経営・財務のダイジェスト情報紙

税務・財務情報に特化して60年超――。

信頼と実績のエヌビー通信社が満を持して、
35年ぶりに新創刊する経営・税務情報月刊紙!

会計事務所のアーカイブ資料としてはもちろん、中小企業のオーナー社長必読の経営(資金繰り、経営改善、社保・年金、関連法令情報など)と税務(事業承継、相続税、法人税対策情報など)の「詳報」が満載!!

毎月28日付・タブロイド判・12頁建以上
年間購読料9,000円(送料・消費税込)



※『社長のミカタ』は顧問先・関与先企業様への配布ツールとしてもご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ TEL:0120-074-601/03-3971-0114(直通)

エヌビー通信社 事業企画課
〒171-8558 豊島区南池袋3-8-4

東京商工会議所品川支部からのお知らせ

会員・非会員問わずご利用できます。

―マル経融資―

小規模企業のみなさんへ
(土業の方もご利用可能です)

無担保・無保証

1,500万円

金利 年1.95%(4月14日現在)

★品川区より30%の利子補助を最大3年間受けられることになりました。

―窓口専門相談―

(要事前予約)

法律相談 第1・3木曜

税務相談 第2火曜

13:00～16:00

東京商工会議所 品川支部 (Tel:5498-6211)

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 区立中小企業センター4F